

## ご存知ですか？

### 手話通訳

聴覚障がい者の中で、手話を主なコミュニケーション手段としておられる方々（ろうあ者）に対して行う通訳です。

手話通訳者は手話言語を学ぶとともに、ろうあ者を取り巻く諸問題や歴史を学び、ろうあ者の地位向上やよりよい暮らしに向け様々な活動を行っています。



### 要約筆記

手話のわからない難聴者・中途失聴者に手書き又はパソコン等を活用して話の要点をつかんで文字で情報を伝えます。

要約筆記者は通訳をするだけでなく、難聴者・中途失聴者の抱える社会的課題を理解し、その権利を擁護する役割を認識し、様々な場面に応じたコミュニケーション支援をします。

### ～守秘義務について～

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員は職務上知り得た情報等は外部に漏らさないという守秘義務を守ります。安心してご利用ください。



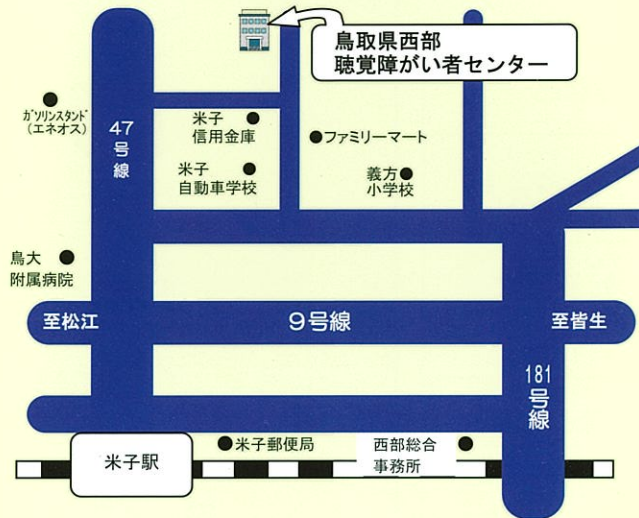
受付時間：8：30～17：30



※FAXは24時間受信します。

お返事は時間内のみになりますので、ご了承ください。

休業日：土・日曜日・祝祭日・年末年始



鳥取県西部聴覚障がい者センター

〒683-0845

鳥取県米子市旗ヶ崎6-19-48  
堀田ビル1階

TEL：0859(30)3659

FAX：0859(30)3660

URL：<http://torideaf.jp/>

# 手話通訳者等 要約筆記者等 派遣のご案内

※西部圏域9市町村の委託事業

鳥取県西部聴覚障がい者センター

# こんなときにご利用下さい



せいめいおよ けんこう いじ ぞうしん かん 生命及び健康の維持増進に関する すること	びょうき しゅっさん けんこうかんり 病気・出産・健康管理など
けんり ほし およ しほうとう かん 権利保持及び司法等に関する こと	とどけで ちんじゅつ しょうげん とりしらべ 届出・陳述・証言・取調など
ろうどうおよ しごと かん 労働及び仕事に関すること	しゅうしょく きんむじょうけん てんしよく 就職・勤務条件・転職など
す かん 住まいに関すること	しゅくや まが 借家・間借りなど
きょういく ほいく かん 教育・保育に関すること	にゅうえん にゅうがく こんだんかい 入園・入学・懇談会など
しゃかいせいかつ かん 社会生活に関すること	ちいきしゃかい かぞく そうだん 地域社会・家族の相談など
ふくしすいしん かん 福祉推進に関すること	かいぎ こうしょう きょうぎ 会議・交渉・協議など
ぶんかきょうよう かん 文化教養に関すること	たいかい しゅうかい こうえんかい 大会・集会・講演会など
た ひつよう みと ばあい はげん その他、必要と認められる場合、派遣します	

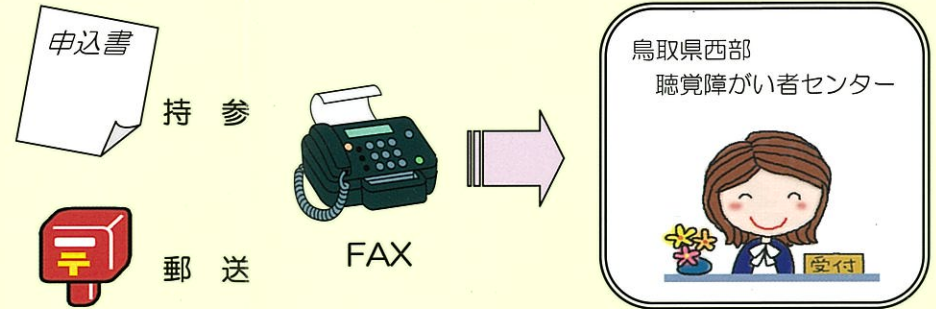
(くわしいことは派遣窓口にご相談ください)

## ※原則としてできないもの※

- せいじだんたい かつどう とくてい せいとう せいじてきかつどう  
1) 政治団体の活動 (特定の政党の政治的活動など)
- しゅうきょうだんたい かつどう しゅうきょうてき かつどう しゅうかい  
2) 宗教団体の活動 (宗教的な活動や集会など)
- きぎょう えいりかつどう えいりもくてき しょうひんはんばい  
3) 企業の営利活動 (営利目的の商品販売など)

# 申し込み方法

- 所定の「派遣申込書」をご利用ください。  
申込書は、市町村役場と当センターにあります。
- FAX や郵便や直接窓口で受け付けます。



～お願い～

- 原則、7日前までにお申し込みください。  
※ただし、緊急の場合は、直前のお申し込みでも構いません。
- 要約筆記については、希望する情報保障は次のどれかをお知らせください。
  - (1) ノートテイク (手書き・パソコン)
  - (2) スクリーン投影 (手書き・パソコン)

# 費用について

聴覚障がい者の方がご利用される場合は、基本的に無料です。  
不明な点については、ご相談ください。

2015年11月現在